

## 記入方法及び添付書類に関する注意事項

「新築住宅軽減」は、新築された住宅用家屋について利用状況により「人が居住する住宅」として認定し、固定資産税を減額するものです。また、「住宅用地課税標準額特例制度」は、住宅用家屋が存する土地について課税標準額に特例措置を講ずるものです。このため、不特定多数の人が利用している家屋、一定期間だけ利用（別荘として夏季のみ等）している家屋は、当該軽減・特例制度の対象ではありません。また、法人所有の保養所等についても対象となりません。

### ◎ 記入及び添付書類について

白老町の物件にもカレンダーを設置するなどして利用された日に○をしておくなど、その年の白老町での出来事を思い出しながら記入していただければ幸いです。

当該軽減・特例制度は、年間を通してのご利用が要件となりますので、四季折々の白老町を楽しみながら、制度を有効活用してください。

### 【申告書面の項目】

①家屋の所在地	白老町にある物件の所在地番（登記簿記載の地番）を全て記入ください。
②申告者氏名	申告書を記入した方が、記入した日付と氏名を記載してください。
③利用日・利用内容等	利用内容・目的欄は、「保＝保養、仕＝仕事、病＝病気療養、他＝その他」です。当てはまるものに○印をしてください。 なお、「その他」は（ ）に具体的な内容を記入してください。 ※利用していない月があるときは、当該軽減・特例が適用になりません。
④添付書類	基本的に、毎月検針されます電気量の記載がある電力会社発行の資料を1年分（毎月分）添付ください。 なお、ガス等の日常生活に必要なもので代用するときは、毎月の使用量が分かることが必要となります。証明書である必要はありません。 ※使用量が「0」、料金のみが記載された書類、通帳等の写しといった書面は、証明資料にはなりません。法人名義は対象外です。
⑤家屋の所有者	家屋所有者の住所・氏名・連絡先を記入してください。
⑥家屋の敷地の所有者	土地所有者の住所・氏名・連絡先を記入してください。 家屋の所有者（⑤）と同一の場合は、記入不要です。
⑦家屋の利用者	土地・家屋の所有者と利用者が異なるときは、利用している方の者の住所・氏名・連絡先を記入してください。なお、賃貸借契約書の写しを申請の都度、添付してください。（利用者がこの家屋所在地に住民票がある場合は「賃貸借契約書の写し」、「③利用日・利用内容」及び「④添付書類」は提出する必要はありません。）